

県営中山間地域総合整備事業北郷南西部地区一色工区（駿東郡小山町）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和4年2月22日

静岡県知事 川勝平太